

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成17～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成17年度	778	824	2	2
平成18年度	589	504	4	2
平成19年度	652	418	2	4
平成20年度	364	230	0	0
平成21年度	243	126	1	0
平成22年度	229	208	3	16
平成23年度	406	286	0	0
平成23年 4月～6月	51	19	0	0
平成23年 7月～9月	110	131	0	0
平成23年10月～12月	163	97	0	0
平成24年 1月～3月	82	39	0	0
平成24年度	740	566	8	13
平成24年 4月～6月	93	75	0	0
平成24年 7月～9月	174	126	3	7
平成24年10月～12月	385	333	5	6
平成25年 1月～3月	88	32	0	0
平成25年度	296	86	0	0
平成25年 4月～6月	65	15	0	0
平成25年 7月～9月	88	23	0	0
平成25年10月～12月	66	20	0	0
平成26年 1月～3月	77	27	0	0

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	364	363	99.7%
平成21年度	243	242	99.6%
平成22年度	226	226	100.0%
平成23年度	404	401	99.3%
平成23年 4月～6月	50	50	100.0%
平成23年 7月～9月	110	108	98.2%
平成23年10月～12月	162	162	100.0%
平成24年 1月～3月	82	81	98.8%
平成24年度	737	732	99.3%
平成24年 4月～6月	92	92	100.0%
平成24年 7月～9月	174	171	98.3%
平成24年10月～12月	383	381	99.5%
平成25年 1月～3月	88	88	100.0%
平成25年度	290	283	97.6%
平成25年 4月～6月	63	60	95.2%
平成25年 7月～9月	86	84	97.7%
平成25年10月～12月	66	66	100.0%
平成26年 1月～3月	75	73	97.3%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	189	91	0	0
平成26年 4月～6月	55	26	0	0
平成26年 7月～9月	60	24	0	0
平成26年10月～12月	74	42	0	0
平成27年 1月～3月				

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	140	140	100.0%
平成26年 4月～6月	50	50	100.0%
平成26年 7月～9月	48	48	100.0%
平成26年10月～12月	42	42	100.0%
平成27年 1月～3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上